

# 経営相談 Q & A

## 令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の募集が始まりました！

### Q

私は中小企業の経営者です。生産性向上を目指して設備投資を検討していますが、やはり資金的なメリットの大きい補助金の申請を検討したいと思います。

今年も「ものづくり補助金」の募集が始まったようですね。例年との変更内容などについて教えてください。

### A

3月10日より令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下、「ものづくり補助金」）」の公募が始まりました。今回はこれまでと変更になった箇所が多くあり、改めて内容をしっかりと確認する必要があります。

変更点を中心に募集内容を説明していきます。

#### ■事業概要

ものづくり補助金は中小企業や小規模事業者等が取り組む「革新的サービス開発」・「生産プロセスの改善」を行うための設備投資等を支援するものです。新製品・新サービスの開発、生産の効率化により技術面や組織体制面、市場競争力などが優位性をもち3～5年の事業計画を達成できるか、地域の経済成長を牽引できる事業やニッチトップを実現できる事業かなどを審査して採択事業者が決定します。

「一般型」一次募集の概要は次の図表1の通りです。今回はこの「一般型」について説明します。

#### ■補助対象者

日本国内に本社および補助事業の実施場所を有する中小企業者等（「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者等）です。

#### ■補助類型・補助率

3月から公募を始めたのは「一般型」のみです。他の2類型「グローバル展開型」、「ビジネスモデル構築型」は後日公募されます。

一般型の補助額は、下限が100万円、上限が

図表1 「一般型」の要件（特徴的な個所のみ）

補助額	100万円～1,000万円
補助率	中小企業 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3
補助要件	以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 > 地域別最低賃金 +30円
公募期間	令和2年3月10日～
申請期間	<第1次> 令和2年3月26日～3月31日 <第2次> 令和2年5月 <第3次> 令和2年8月 <第4次> 令和2年11月 <第5次> 令和3年2月 ※締切日までに応募があった申請について審査し随時採択発表。2次以降の詳細は後日発表。
申請方法	電子申請システム
設備投資	単価50万円（税抜）以上の設備投資が必要
加点項目	①成長性加点 ②政策加点 ③災害等加点 ④賃上げ加点等
減点項目	過去3年以内にものづくり補助金の交付決定を受けた事業者は審査で減点

1,000万円です。補助率は1/2で、常勤従業員数（中小企業基本法上の「常時使用する従業員」）により小規模企業者・小規模事業者に該当すれば2/3になります。例えば、3,000万円の設備を導入した場合は3,000万円×1/2=1,500万円と上限1,000万円とを比較して、小さい方の1,000万円が補助額となります。

小規模企業者・小規模事業者は、製造業その他業種・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主です。交付決定後（図表4参照）の監査の際に労働者名簿等を確認し人数の変更があった場合は補助率が2/3から1/2になる場合があります。

### ■補助対象の要件

(1) 交付決定日から10か月以内（ただし、採択発表日から12か月後の日まで）の事業実施期間に発注・納入・検収・支払等の全ての事業の手続きを完了する必要があります。

(2) 以下の3要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。

- ①付加価値額を年率平均3%以上増加すること  
(付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費)
  - ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること  
(給与支給総額は、全従業員及び役員に支払った給与等で、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与等は含み、福利厚生費・退職金は除く。)
  - ③事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準とすること
- ※申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明することが必要で、補助金の交付後に表明していないことが発覚した場合には、補助金額の返還が求められます。

### ■事業スキーム

申請は全て電子申請システム「J-Grants」での受付となります。ログインのためには「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要で、「GビズIDプライム登録申請書」に実印を押印のう

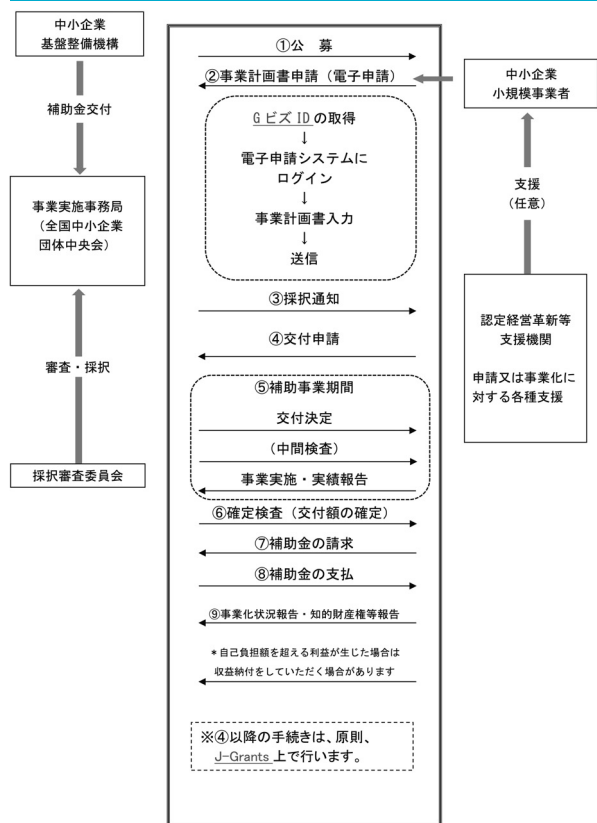
え印鑑証明書を添付して提出します。書類審査の期間として約2週間が必要となりますので申請時期を考慮し余裕をもって申込する必要があります。

以下の図表2は、電子申請システム「J-Grants」のトップ画面です。また、図表3は、事業の流れを記載したものです。申請以降の全ての手続きを「J-Grants」で行うことになりました。

図表2 「J-Grants」のトップ画面



図表3 事業スキーム



出所：令和元年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要項（一般型）より転載

### ■事業スケジュール

公募期間は令和2年3月10日からとなりました。第1次の申請受付は令和2年3月26日、締め

切りは同月 31 日まででした。

本年度は通年申請方式とし、第 5 次まで申請受付があります。締切を過ぎて申請した分は次回締切の審査まで審査されませんので注意が必要です。

	締切（予定）
第 1 次締切	令和 2 年 3 月 31 日
第 2 次締切	令和 2 年 5 月頃
第 3 次締切	令和 2 年 8 月頃
第 4 次締切	令和 2 年 11 月頃
第 5 次締切	令和 3 年 2 月頃

次に、申請から受給までの手続きとスケジュールを概観します（図表 4）。

第 1 次締切の採択通知は本年 4 月末頃の見込みで、補助金が支払われるのは遅い場合で令和 3 年の春頃になると思われます。第 2 次締切以降は、概ね各締切日から補助金支払までに最長で 1 年強のスケジュール感となります。

図表 4 事業スケジュール

	イベント	時 期
①	G ビズ ID の取得	
②	公募開始	本年 3 月 10 日
③	申請受付～締切	第 1 次～第 5 次
④	採択通知	③の後 1 か月程度
⑤	交付申請・交付決定	④の後 1 か月程度
⑥	補助事業期間 ・事業報告 ・中間報告 ・実績報告	⑤の後 10 か月以内で進めることが必要
⑦	確定検査	
⑧	補助金請求	⑥の後 1 か月程度
⑨	補助金支払	
⑩	事業化状況報告 知的財産権等報告	毎年 4 月に報告（5 年間）

## ■補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認されます。各経費の要件は図表 5 のようになります。

図表 5 補助対象経費一覧

①機械装置・システム構築費●	㉞機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ㉟専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ㊱改良・修繕又は据付けに要する経費 ※ 1 生産性向上に必要な、防災機能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※ 2 中古設備は、3 者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には対象となる。 ※ 3 必ず 1 つ以上、単価 50 万円（税抜）以上の機械装置等の設備投資が必要。
②運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
③技術導入費◎	知的財産権等の導入に要する経費
④知的財産権等関連経費◎	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等
⑤外注費○	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
⑥専門家経費○	本事業のために依頼した専門家に支払われる経費
⑦クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
⑧原材料費	試作品開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費

◎：上限額＝補助対象経費総額（税抜）の 1/3

○：上限額＝補助対象経費総額（税抜）の 1/2

●：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額は 500 万円（税抜）

×：人件費、土地・建屋の費用は補助対象外

出所：令和元年度補正「ものづくり・商業・サービス補助金」公募要項【概要版】を当研究所で加工

中古設備の導入には3者以上の相見積もりが必要であることや専門家経費の日額目安など内容について明確化されました。

交付決定がなされるまで、発注・手付金支払などは厳禁ですし、事業実施期間内に支払いを完了しないといけないため、実際の業務の進捗と歩調が合わせられるかをよく検討しておかなければなりません。

## ■審査について

提出した事業計画書を採択審査委員会が評価します。事業計画書には、自社での取組みの経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械装置等を取得する必要性や課題を解決するためにどんな具体的な方法を取って他者と差別化し競争力強化が実現できるかを記載します。

審査では、補助対象要件を満たす計画であるか、内容について技術面、事業化面、政策面の3つの観点から採点が行われます。最も重要なポイントは「革新性」で、これまで自社になく、他社でも一般的でない、新しい取り組みであることとされます。地域や業種内の先進事例といったイメージです。そこに、加点項目、減点項目を加減算し上位の申請から採択が決められることとなります。

次に、この加点項目4つの内容を説明します。

### ①成長性加点

有効期間内の「経営革新計画」の承認を取得した（取得予定である）事業者

### ②政策加点

- ・小規模事業者
- ・創業・第二創業後間もない事業者（5年以内）

### ③災害等加点

- ・「新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの棄損等に対応するための設備投資等に取り組む事業者」又は「令和元年度台風15号及び19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」
- ・有効期間内の「事業継続力強化計画」の認定を取得した（取得予定の）事業者

※事業継続力強化計画は、令和元年度に成立した防災・減災対策の第一歩として取り組むための施策で、将来的に行う災害対策について計画を申請し認定を受けるものです。優遇措置として、「ものづくり補助金」の加点や各種支援を受けることができます。

### ④賃上げ加点等

- ・「事業計画期間において、給与支給総額を年平均2%以上または3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+60円以上または+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」
- ・「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」

一方、過去3年間にもものづくり補助金の交付決定を受けていた場合に交付決定の回数に応じて減点されることとなります。

## ■補助金返還規程

補助金を受け取っても申請要件に反することが分ければ、補助金の返還を求められることがあるため注意が必要です。

- ①申請時点で従業員へ賃上げ計画を表明していないことが発覚（全額返還）
- ②給与支給総額増額要件が未達（返還額は計画終了時、「残存簿価額×補助金額／購入金額」）
- ③毎年度末の事業場内最低賃金要件が未達（返還額は毎年度末、「補助金額／計画年数」）

※但し、②③では付加価値額が目標通り増加しなかった場合や天災などの場合など、一定の条件にあたる場合は返還が免除になります。

## ■まとめ

今年度は通年募集となるため、業務に合う形で補助金申請を行う機会が増えます。事業の成長のために活用を検討されてはいかがでしょうか。

なお、当研究所でも申請サポートを行っておりますのでお気軽にお問合せください。

（刀祢善光）